

# 新型コロナウイルス感染症などへの事前の備え 感染防止対策をお願いします

鳥羽市新型コロナウイルス感染症対策本部 ☎ (25) 1118

この冬は、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大や季節性インフルエンザとの同時流行など、医療機関における発熱外来のひっ迫が懸念されています。ワクチン接種機会の活用や換気、場面に応じたマスクの着用など基本的な感染対策に加え、体調不良時への早めの準備をしておきましょう。

## 体調不良時への事前の備え

新型コロナウイルス用の抗原定性検査キット(研究用ではなく、国が承認した体外診断用医薬品・第1類医薬品) 解熱鎮痛薬、体温計、生活必需品や日持ちする食料の備え(5~7日分)、かかりつけ医療機関の診察時間や電話番号の確認

## 発熱などの症状がある、新型コロナウイルス感染症と診断された、濃厚接触者に特定された場合について

発熱などの症状がある場合は、まずかかりつけ医に電話で相談してください。かかりつけ医を持たない場合は、県が指定する「診療・検査医療機関」一覧から相談する医療機関を検索するか、受診・相談センター(伊勢保健所)へ電話相談することも可能です。



診療・検査  
医療機関

医療機関や療養施設などへ外出する場合の移動については、**公共交通機関を利用しない**ようお願いします。

### ■ 新型コロナウイルス感染症と診断されたかたへ

- 感染症法に基づく医師の届出(発生届)対象でないかたは、保健所からの個別連絡は行っていません。  
発生届対象のかたのみ、保健所から電話連絡があります。
- 重症化リスクの低いかたは、原則自宅療養となります。
- 療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で、症状軽快から24時間経過後または無症状の場合は、外出時や人と接する際は短時間とし、必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

### ■ 濃厚接触者に特定されたかたへ

- 陽性者の同居家族は、原則濃厚接触者です。
- 無症状の場合は、ご自身で健康観察を行い、発症時にはかかりつけ医、もしくは、受診・相談センターへ電話相談してください(下記の問い合わせ先を参照)。
- 待機期間中の不要不急の外出は原則、お控えください。食料品などの生活に必要な最低限の買い出しなどで周囲にお願いできるかたがならず、やむを得ず外出する場合は、なるべく混雑する時間帯を避け、感染対策を徹底し、短時間で済ませるようにしてください。

### ■ 療養期間・待機期間について

陽性者のうち有症状、無症状によって療養期間が異なり、また、濃厚接触者のかたでも条件によって待機期間が変わる場合があります。

右記のQRコードから確認できますので、活用してください。



療養期間・待機期間  
早わかりシステム

### 各種問い合わせ先

- **発熱などの症状が出た場合、相談する医療機関がない場合**  
受診・相談センター(伊勢保健所)：☎ 0596 ㊟ 5140 【24時間対応、土曜・日曜日、祝日も可】
- **緊急搬送が必要となる場合** 鳥羽市消防本部：☎ 119
- **自宅療養期間中に症状が悪化した場合**

かかりつけなどの医療機関や下記の相談窓口へ相談してください。



三重県新型コロナウイルス  
感染症特設サイト

**発生届対象のかた** 伊勢保健所：☎ 0596 ㊟ 5216 (8時30分~17時15分)

**発生届対象外のかた** (体調悪化や健康状態、自宅療養に係る各種支援、療養上の注意に関する相談)

療養者支援相談窓口：☎ 059-224-2750 (8時30分~17時15分、土曜・日曜日、祝日、年末年始含む)

上記以外の時間帯 夜間相談窓口：☎ 059-224-2644 (17時15分~翌8時30分)

令和4年12月20日現在